

【一宮市版】 介護サービス事業所における新型コロナウイルスに関するQ&A

市ウェブページ事業者向け情報【ページID：1032967】に関連情報を掲載中

No	掲載日	サービス種別	相談内容	回答
1	2月27日	居宅介護支援	有料老人ホームの面会拒否により、モニタリングが実施できない場合、運営基準減算に該当するか。	「特段の事情」であり、運営基準減算には該当しないと考えるが、具体的な内容（理由）の記録が必要である。面会はできなくても、利用者本人と電話で話すなどの対応は可能であるため、状況の把握に努めること。
2	2月27日	居宅介護支援	サービス担当者会議が開催できない場合の対応について。	【基準省令解釈通知】やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものである。この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。
3	2月27日	地域密着型サービス（共通）	地域密着型サービス事業所の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について（休止の判断）。	国からの通知を踏まえ、各事業所の判断による。 ①資料の送付、②事業所以外での開催、③翌月に延期などが考えられるが、記録を残す必要がある。結果として、おおむね2か月に1回の開催とならなかった場合でも、運営基準違反との判断はしない。
4	2月27日	居宅介護支援	①月1回のモニタリングについて、利用者・家族から自宅への居宅訪問を遠慮してほしいと相談を受けた場合の対応について。 ②居宅訪問しない・できない場合、運営基準減算に該当するか。 ③利用票を渡すのはどうしたらよいか。	①マスクの着用など事業所側の取りうる対策を説明した上でなお、居宅訪問の了承を得られない場合は「特段の事情」にあたるとして居宅訪問は強制しない。ただし、電話等で利用者・家族と通常の居宅訪問によるモニタリングに相当する状況確認を行った上で特段の事情の経緯とともに記録に残すこと。 ②①について適切に実施していれば運営基準減算にあたらぬ。 ③自宅郵便受けへの投函、郵送での送付等が考えられる。
5	2月27日 4月27日追記	全サービス（共通）	ボランティアの受け入れについて、どのように対応すればよいか。	介護保険最新情報Vol.768、Vol.769、Vol.808において、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点が示されており、ボランティア等も事業所職員と同様の対応が必要とされています。受け入れの必要性を検討した上で、ボランティアの方に対しても検温、解熱後の状況確認、マスク着用、手洗い等の衛生管理等について職員と同等の取組を行っていただく必要があります。これらのことについて、一部でも不安を覚える場合は、一時的にボランティアの受け入れを中断する等、事業所として適切な対応をお願いします。
6	3月2日	居宅介護支援	モニタリングができない場合の対応について。 「特段の事情」は利用者都合の場合であると考えているが、ケアマネの発熱などの場合（利用者都合によらない場合）については該当すると考えているか。	保険者として「特段の事情」に該当すると考えるが、そのような場合でもモニタリングを行うのが望ましい。一人ケアマネの場合など代理が立てれない場合については、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」の事務連絡に鑑み、基準違反とは判断しないと考える。
7	3月24日	居宅介護支援	国から事業所にケアマネジャー及び要介護利用者分の布製マスクが届いた。要支援者等の分はどのように配布されるのか。	要支援者等の分は地域包括支援センターに送付されるため、各地域包括支援センターにお問合せください。

【一宮市版】 介護サービス事業所における新型コロナウイルスに関するQ&A

市ウェブページ事業者向け情報【ページID：1032967】に関連情報を掲載中

No	掲載日	サービス種別	相談内容	回答
8	4月27日	居宅介護支援	通所サービスの利用自粛があり電話での安否確認等での対応とした場合に、ケアプランはどのように変更したらよいか。	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）（介護保険最新情報vol.816）」の問1に準じた取扱とする。なお、最終的に文書による同意が得られるまでの間はケアプランの当該箇所について、見え消しでの修正や追記等により前回のプランから変更があったことがわかるようにし、関係者間で共有すること。</p> <p>《参考：介護保険最新情報vol.816 問1》</p> <p>通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。</p>
9	4月27日	通所介護	<p>①コロナウイルス対策として、サービス提供時間を通常より短くする等縮小する場合、何か手続きは必要か。</p> <p>②サービス提供時間の短縮に当たり、通所介護計画の再作成は必要か。</p>	<p>①事業を（自主的に）休業・縮小する場合には愛知県と一宮市に対して報告をお願いしている。市ウェブサイト「愛知県からの事務連絡等」の案内を参照されたい。</p> <p>②再作成が望ましいが、既存の計画に追記等でも対応可。サービス提供の短縮について利用者に対し十分な説明を行い、理解を得た上で同意を得ること。また、経緯等を記録に残すこと。</p>
10	5月29日 6月2日修正	居宅介護支援	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）（介護保険最新情報vol.836）」の問5「新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合に居宅介護支援費の請求が可能」とされていることについて</p> <p>①事務連絡の発出は令和2年5月25日だが、それ以前に当該ケースに該当する事例があった場合は請求が可能か。</p> <p>②個別サービス事業所が休業している場合や利用者が感染している場合などに限られるか。</p>	<p>①事例の発生が令和2年5月25日以前でも可能と考えます。令和2年5月以降が対象であり、4月以前のものは対象とならない。また、事務連絡にある通り、具体的な請求にあたってはデータの作成等について個別に各請求ソフト作成者に相談してください。</p> <p>②個別サービス事業所の休業や利用者等が感染している場合に限らず、例えば利用者が感染予防を理由に利用自粛した場合なども含まれるものと考えます。また、事業所の休業とは自主的な休業も含まれます。</p> <p>①②どちらの場合においても「事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っており、新型コロナウイルス感染症によりサービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、記録・管理すること」が前提となります。当初の予定、サービス提供が行われなかった理由、代替サービス等の検討結果、利用再開への検討結果等について適切に実施・記録をしてください。</p> <p>【下線部について愛知県高齢福祉課より厚生労働省の解釈について情報提供がありましたので修正しました（6月2日）。】</p>

【一宮市版】 介護サービス事業所における新型コロナウイルスに関するQ&A

市ウェブページ事業者向け情報【ページID：1032967】に関連情報を掲載中

No	掲載日	サービス種別	相談内容	回答
11	6月12日 6月18日追記・ 修正	通所介護等	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）（介護保険最新情報vol.842）」について、</p> <p>①利用者からの同意はどのようにすればよいか。</p> <p>②提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定することで区分支給限度基準額を超える場合の取扱いはどのようにしたらよいか。</p> <p>③延長加算の届出は必要か。</p>	<p>①文書同意が望ましい。口頭による同意の場合は、支援経過に残すこと。</p> <p>②当該通知の留意事項の「介護支援専門員と連携し、通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること。当該取扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと」の他、愛知県版Q&Aにおいても「2区分上位の報酬区分を4回算定することができる場合に2回のみ算定する等、算定可能回数より少ない回数を算定することは可能」等とあるため、区分支給限度基準額への配慮は必要と考えます。あくまで「介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から今回の介護報酬算定を可能」とされているところ、同意を得るにあたっては区分支給限度基準額との兼ね合いも踏まえて説明し同意を得るように努めてください。</p> <p>※現在「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）（介護保険最新情報vol.847）」、愛知県版Q&A（第2弾）が発出されています。その他今後追加される事務連絡等も参照してください。</p> <p>③2区分上位の報酬区分が延長加算の区分となる場合は届出が必要です。届出に関しては各指定権者にお尋ねください。一宮市が所管する地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護においては、既に当該加算の届出が行われている場合、改めて届出を行う必要はありません。今般の取扱いにより臨時的に算定する場合は届出を行う必要があります（この場合、取扱いが終了次第当該加算を「なし」とする届出を行う必要があります）。第12報に基づく延長加算の算定については延長加算の届出がなくとも請求可能となります（愛知県国保連合会確認済）。一宮市が所管する地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護においては届出不要です（それ以外の事業所に関しては各指定権者にお尋ねください）。これにより、すでに特例での延長加算の届出をいただいた事業所については特例終了次第当該加算を「なし」とする届出を行う必要はありません。なお、当該取扱いによる延長加算の算定にあたっては届出の必要はなくなりましたが、通知等に基づいた適切な運用に努めてください。</p>